過疎地有償運送の旅客の範囲の緩和	地域外からの生活支援ボランティア（自然災害又は気象条件により生じた当該地域内の住民の生活上の困難を解消又は緩和するために必要な役務を無償で提供する者として地方自治体が認めた者）については、 ①地方自治体に生活支援ボランティアとして登録等がなされていること又は地方自治体が認めた生活支援ボランティア団体に当該団体の構成員として登録等がなされていること、 ②生活支援ボランティアの氏名、住所、ボランティア活動場所（当該地域内に限る）、ボランティア活動期間を地方自治体において確認していること、 ③生活支援ボランティアが、過疎地有償運送者の会員として名簿に記載されていること 等の措置が講じられている場合には、地域住民の日常生活に必要な用務を反復継続して行う者として運送できることとした。	過疎地有償運送における旅客の範囲の解釈について（平成25年12月27日国自旅第366号）	平成25年12月27日	国土交通省
ＰＥＴ検査用医薬品を効率的に供給するための制度の構築	ＰＥＴ検査用医薬品等の有効期間が極端に短い医薬品における、製造所からの出荷の管理のあり方について、「医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令」（ＧＭＰ省令）における考え方を整理した。	ＧＭＰ省令第12条に規定する製品の製造所からの出荷の管理についての考え方（平成26年7月15日付け）	平成26年7月15日	厚生労働省

附　則

この基本方針の変更は閣議決定の日から施行する。

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、平成二十七年一月五日に、木曽川水系河川整備計画を変更したので、同条第七項の規定において準用する同条第六項の規定に基づき公表する。

平成二十七年一月十九日

中部地方整備局長　八鍬　　隆

法　　務

公証人任免

大阪法務局所属公証人下司正明は願により公証人を免ぜられた。

山下寛は公証人に任命され、大阪法務局所属公証人下司正明の後任を命ぜられた。（以上一月二日）

東京法務局所属公証人山本武久は願により公証人を免ぜられた。

端二三彦は公証人に任命され、東京法務局所属公証人山本武久の後任を命ぜられた。（以上一月六日）（法務省）

公　　告

諸　事　項

工場財団

広島県呉市音戸町南隠渡一丁目７番７号**株式会社音戸工作所**の工場財団に東広島市八本松飯田一丁目1844番地株式会社音戸工作所八本松工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成27年1月19日　広島法務局東広島支局

解散命令書

○近畿運輸局公告

次に掲げる組合は、その代表権を有する者の所在が知れず、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

平成27年1月19日

近畿運輸局長　土屋　知省

１．南山城自動車整備工業協同組合
　京都府京都市

記

解散命令の要旨

中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

【教示】　この処分に不服がある場合は、行政不服審査法に基づき、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。

ただし、天災その他審査請求をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して１週間以内にしなければなりません。

なお、処分があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由ない限り、この審査請求はできません。

また、行政事件訴訟法に基づき、不服申立の手続きを経ずに、処分があったことを知った日から、６ヶ月以内に国を被告として、処分の取り消しの訴えを提起することができます。

なお、訴訟においては国を代表する者は法務大臣となります。（処分があった日から６ヶ月以内であっても、処分の日から１年を超えたときは、正当な理由がない限り、処分の取り消しの訴えを提起することはできなくなります。）

いずれの場合も、郵送に要した日数は、上記の期間に算入されません。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２６年（家）第８９２号

北海道釧路市共栄大通４丁目１番６号
申立人　株式会社フロリット
本籍北海道釧路市浦見７丁目５番地、最後の住所北海道釧路市材木町８番21号、死亡の場所北海道釧路市、死亡年月日平成26年７月25日頃、出生の場所北海道釧路市、出生年月日昭和25年10月18日、職業無職
被相続人　亡　工藤　清隆
事務所釧路市南大通２丁目２番16号　壁屋ビル２階　釧路ぬさまい法律事務所
相続財産管理人　弁護士　藤川　拓也
釧路家庭裁判所

平成２６年（家）第５９９号

青森市岡造道１丁目16番２号
申立人　横山　俊男
本籍青森市花園２丁目486番地の33、最後の住所青森市花園２丁目36番10号、死亡の場所青森市、死亡年月日平成17年４月11日、出生の場所青森市、出生年月日昭和24年５月10日、職業タクシー運転手
被相続人　亡　横山　信男
事務所青森市長島２丁目13番16号かわさきビル２階いそ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　礒　裕一郎
青森家庭裁判所

平成２６年（家）第６０６号

青森市大字羽白字富田190番地４
申立人　青森農業協同組合
本籍青森市大字大別内字西田27番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所青森市、死亡年月日平成22年12月21日、出生の場所青森県東津軽郡荒川村、出生年月日昭和13年９月６日、職業不詳
被相続人　亡　佐藤　　登
事務所青森市長島２丁目１－２　新藤ビル４階　天野法律事務所
相続財産管理人　弁護士　天野　高志
青森家庭裁判所

平成２６年（家）第６２７号

青森市金沢５丁目５番15号
申立人　岡部　　譲
本籍青森市金沢５丁目45番地53、最後の住所申立人の住所に同じ、死亡の場所青森市、死亡年月日平成25年６月30日、出生の場所青森県八戸市、出生年月日昭和６年２月７日、職業不詳
被相続人　亡　岡部　健哉
事務所青森市新町２丁目７番地17号　山二ビル１号　猪原法律事務所
相続財産管理人　弁護士　猪原　　健
青森家庭裁判所